

報道発表資料

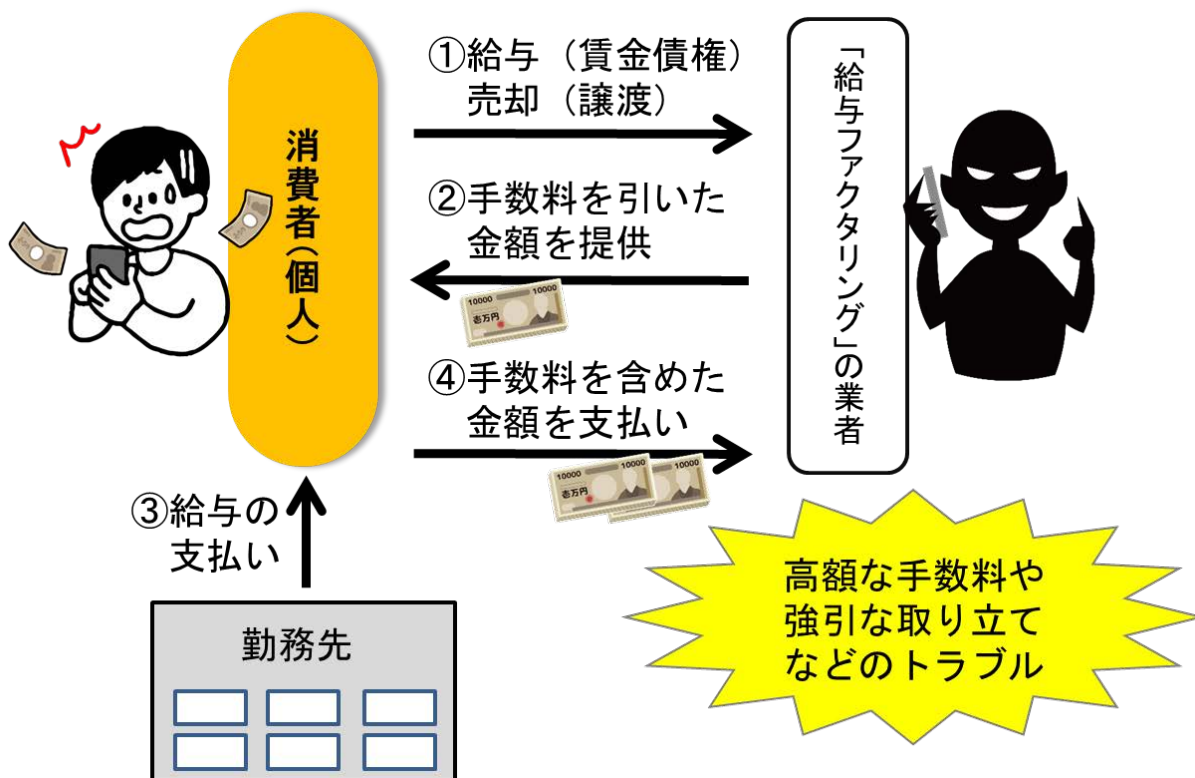
令和2年6月12日
独立行政法人国民生活センター

給与のファクタリング取引と称するヤミ金に注意！
- 高額な手数料や強引な取り立ての相談が寄せられています -

「給与の債権を売れば金銭を受け取れる」などと宣伝する「給与ファクタリング（給料ファクタリング）」に関する相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。給与ファクタリングを行う業者（以下、「給与ファクタリング業者」）は「債権の買い取りなので金銭の貸し付けではない」などとうたっていますが、実態は貸金業であり借金と同じです。

相談事例では、生活の困窮を背景として、「借金ではない」「ブラックOK」などという宣伝につられて給与ファクタリングを利用し、高額な手数料を請求されたケースや、強引な取り立てを受けたケースもみられます。貸金業法の登録を受けずに給与ファクタリングを業として行う者はヤミ金融業者（以下、「ヤミ金」）ですので、利用しないよう消費者に注意を呼び掛けます。

「給与ファクタリング」のトラブルのイメージ図



1. 相談事例（()内は受付年月、契約当事者の属性）

※消費者からの申し出は「給与ファクタリング」と「給料ファクタリング」の二通りがみられるため、相談事例は申し出のとおり表記する。

【事例1】子どもの治療費が必要になり、「借金ではない」という給料ファクタリング業者でお金を借りたら勤務先にも取り立てられた

子どもがケガをして急に高額な治療費が必要になり、インターネットで検索して簡単にお金を用立てることができる給料ファクタリング業者に電話をした。7万円を手渡しで受け取り、次の給料日に12万円を銀行振込で返済する予定だった。業者は「給料を債権として買取っているので、金銭貸借ではない。金利ではなく手数料だ」と言っている。期日の前日に業者から電話があり「明日の何時に振り込むか」と聞かれたので予定時刻を答えた。しかし、その後すぐに事業者から勤務先や自宅に電話がかかってきて、勤務先と家族に知られて大騒ぎになった。自分は期日に遅れた訳ではないのに、このようなことをされてとても困っている。まだ返済していないが、年利を計算すると700%以上になるので違法ではないか。

(2019年8月受付 契約当事者：40歳代、男性)

【事例2】「ブラックOK」の給料ファクタリング業者から毎月借りているが、返済日の変更を申し出たら凄んだ口調で拒否された

多重債務で新たな借入れができなくなり困っていたため、ブラックリストに載っていても借入れできる所を検索し、「給料ファクタリング（前借り形式）なのでブラックもOK」と広告している業者に申し込んだ。5万5,000円の借入に対して手数料を引かれ4万2,000円が振り込まれ、毎月の給料日に5万5,000円を返済している。その後自己破産したが、この業者は前借り式なので自己破産債務に入れなかった。破産後も数か月間利用していたが、給料日が変更になったので返済日を変更してほしいと申し出たら、「うちは貸金業じゃない。返済日は変更できない。期日に払ってもらおう」と怖い口調で言われた。期日には支払えないが、勤務先に電話されると困るので、このままではヤミ金から借りて払うしかない。(2020年2月受付 契約当事者：60歳代、女性)

【事例3】失業して給与ファクタリング業者と契約したが家族へ執拗に取り立てられている

失業して借金の返済が滞り生活に困窮したため、インターネットの広告で簡単融資をうたう給与ファクタリング業者へ連絡した。給料債権を譲渡するシステムと説明を受けたが、5万円を申し込んだのに、実際に振り込まれたのは手数料を引かれて3万円であった。次の給料日には5万円を返済しなければならないが、手数料が高額で返済できない。業者に家族の携帯番号を教えたしまったせいで、執拗な取り立ての電話が家族全員に来るようになった。どうすればよいのか。

(2020年3月受付 契約当事者：20歳代、男性)

【事例4】給料ファクタリング業者と契約したが、返済遅延をしたら強引な取り立てを受けた

延滞歴があり借入れが出来ない状態になっているため、「毎月の給料を債権として買い取る」とうたうファクタリング業者に連絡し、給料の売買契約を交わした。必要な額を申し出ると手数料を差し引いて入金されるシステムになっている。1か月前に5万7,000円分の申し込みをしたら、

2万円の手料を差し引いて3万7,000円が入金された。しかし、お金がなくて返済できず業者に「返済を少し待って欲しい」と伝えたところ、「親の所へ回収に行く」と荒い口調で言われ強引な取り立てを受けた。どうすればよいのか。 (2020年3月受付 契約当事者：20歳代、男性)

【事例5】ギャンブル依存症の息子が任意整理中なのに給与ファクタリング業者から借金した

息子はギャンブル依存症で、任意整理の返済や家族の養育費等を支払い続けなくてはならないのに、給与ファクタリングという手法を利用するヤミ金融業者から借金した。4万6,000円を借りて、翌月6万円返済するというものだ。どうすればよいのか。

(2019年12月受付 契約当事者：20歳代、男性)

【事例6】新型コロナウイルスの影響で収入が減り、給料ファクタリング業者から融資を受けた

新型コロナウイルスの影響で仕事が減り収入が見込めず、生活費のためネットで検索して、「借金せず現金化」「お勤めの方向けの資金調達サービスという給料ファクタリング」という金融業者に融資を申し込んだ。業者にメールや電話で連絡をとり、「債権譲渡契約書」がメールで送られてきたが、書面は取り交わしていない。業者には運転免許証、健康保険証、給料明細書等の写真をメールで送り、家族の名前や住所と電話番号、勤務先も伝えた。5万円を申し込むと手数料20%が引かれた4万円が振り込まれた。しかし、返済方法について業者から「銀行トラブルがあり、口座振込ではなく現金書留で5万円を送るように」と言われ、不審である。

(2020年4月受付 契約当事者：30歳代、男性)

2. 消費者へのアドバイス

インターネット広告等で「借金ではない」「ブラックOK」などと宣伝して、個人の貸金債権を買い取ると称して手数料を差し引いて金銭を提供し、個人から金銭を回収する「給与ファクタリング（給料ファクタリング）」のトラブルが発生しています。給与ファクタリング業者などのヤミ金に金銭を支払う前に、まずは消費生活センター等に相談をしてください。

(1) ファクタリングと称していても借金と同じ！

給与ファクタリング業者に「債権の買い取りであり貸し付け（借金）に当たらない」などと説明されても信じてはいけません。

貸金業法上、給与ファクタリングを業として行うことは貸金業に該当すると考えられています¹。無登録で給与ファクタリングを業として行う者はヤミ金ですので、利用するのはやめましょう。

(2) 年率換算で数百パーセントもの高額な手数料を請求される！

給与ファクタリング業者に「利息でなく手数料」などと説明されたとしても、実態は利息と同じです。

¹ 令和2年3月5日「金融庁における一般的な法令解釈に係る書面照会手続（回答書）」
<https://www.fsa.go.jp/common/noact/ippankaitou/kashikin/02b.pdf>

貸金業の上限金利は貸金業法のほか利息制限法と出資法で定められており、例えば、貸金業法第42条第1項に規定する割合（年109.5%）を超える利息の契約をしたときは、契約そのものが無効、出資法の上限金利（年20%）を超える金利は刑事罰の対象となっています。

しかし相談事例では、短期間の契約であるにもかかわらず、7万円の振り込みに対して12万円を返済させるケース（事例1）や、3万円の振り込みに対して5万円を返済させるケース（事例3）のように、法律の上限金利を大きく超える手数料を請求されている事例がみられており、このような契約を繰り返すことで生活が破綻するおそれがあります。

（3）勤務先や家族への強引な取り立てが発生している！

利用する際に、勤務先や家族の連絡先を聞き出され、取り立てに悪用されているケースがみられます（事例1、3、4）。勤務先に迷惑が掛かったり、家族全員が執拗な取り立てに遭うなど、家族や関係者にも被害が及ぶおそれがあります。

（4）借金なことなどで困っていたら、自治体の相談窓口や最寄りの消費生活センター等に相談しましょう

借金のことなどで困っている場合には、自治体の多重債務相談窓口や消費生活センター等にご相談してください。また、弁護士会等で無料の法律相談を行っているところもあるので、まずはそれらの窓口にご相談してください。

*消費者ホットライン：「188（いやや!）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

3. 情報提供先

- ・消費者庁消費者政策課 (法人番号 5000012010024)
- ・内閣府消費者委員会事務局 (法人番号 2000012010019)
- ・警察庁 生活安全局生活経済対策管理官 (法人番号 8000012130001)
- ・金融庁総合政策局総合政策課金融サービス利用者相談室 (法人番号 6000012010023)
- ・日本貸金業協会 (法人番号 5010405007114)



国民生活センター 公式LINEアカウント

LINE ID：@line_ncac

[QRコード]を読み取って「友だち追加」！



(参考) 給与の買取りをうたった違法なヤミ金融にご注意ください!

給与の買取りをうたった 違法なヤミ金融に ご注意ください!



「**給与ファクタリング**」などと称して、個人の貸金債権を
買い取って金銭を交付し、個人を通じて資金を回収する業務は、
貸金業に該当します※。

貸金業登録を受けずにこうした業務を営む者は、**違法な
ヤミ金融業者**です。

<貸金業登録の有無は、[金融庁WEBサイト\(登録貸金業者情報検索サービス\)](#)から検索できます。>

～ 「給与ファクタリング」に関する被害事例 ～

- 年利換算で数百%にもなる利息の支払
- 家族や勤務先へのしつこい電話や大声での恫喝
- 高額な遅延損害金の請求

**あなたの生活が破綻するおそれがあります！
ヤミ金融業者を絶対に利用しないでください**

※貸金業該当性に係る考え方の概要

労働者が貸金債権を譲渡した場合でも、労働基準法の規定により、使用者は直接労働者に対し貸金を支払わなければならない、貸金債権の譲受人は、自ら使用者(労働者の勤務先等)に対してその支払を求めることは許されないと解されているため、上記の業務においては、貸金債権の譲受人は、常に労働者に対してその支払を求めることとなります。

そのため、上記の業務は、譲受人から労働者への金銭の交付だけでなく、譲受人による労働者からの資金の回収を含めた資金移転のシステムが構築されていることができ、経済的に貸付けと同様の機能を有しているため、貸金業に該当すると考えられます。(詳細は金融庁WEBサイト「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」に係る「[照会](#)」及び「[回答](#)」をご参照願います。)

悪質な業者の被害や債務に関する相談窓口

金融庁 金融サービス利用者相談室

(受付時間: 平日10:00～17:00)

■0570-016811

03-5251-6811 (IP電話からの場合)

多重債務相談窓口連絡先

財務局、都道府県等の相談機関
の連絡先は二次元バーコードの
[リンク先](#)から確認できます。



日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

■0570-051051

03-5739-3861 (IP電話からの場合)

警察

■#9110 (各都道府県警察相談ダイヤル)

消費生活センター等の消費生活相談窓口

■188 (消費者ホットライン)

出典: 金融庁 (https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/kinyu_chuui2.html)